

まちづくり基本方針の目的と性格

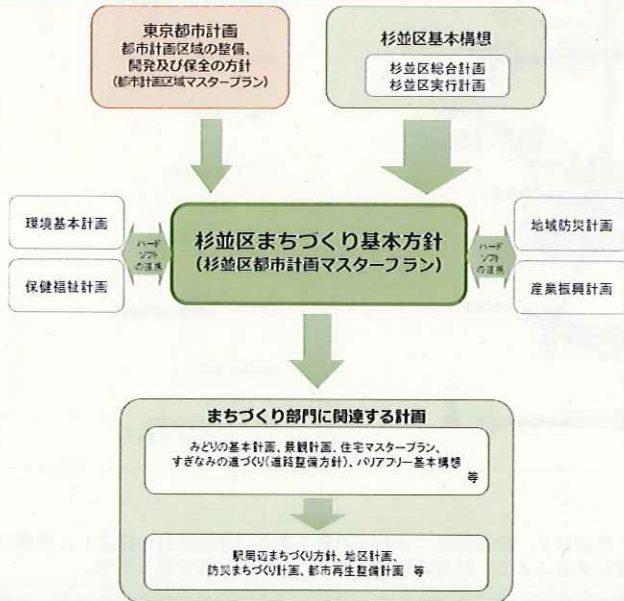
1 まちづくり基本方針の目的

「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」は、杉並区の将来都市像のイメージとまちづくりの到達すべき目標を明らかにすることにより、まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

2 まちづくり基本方針の性格

- 杉並区基本構想に基づく都市整備分野の総合的方針としての役割
- 都市計画法に基づく「都市計画マスタープラン」としての役割
- 区、区民及び事業者の協働によるまちづくりの指針としての役割

3 まちづくり基本方針の位置付け



4 基本姿勢

- (1) 誰もが暮らしやすいまちを創る
- (2) 地域特性を生かした個性的なまちを創る
- (3) 区、区民及び事業者の協働によりまちづくりを推進する
- (4) 総合的な視点からまちづくりを促進する

5 改定における基本的な考え方

- (1) 「人生100年時代」への対応
- (2) 確実に起きる災害に備えたまちづくり
- (3) 誰一人取り残されることのない社会の実現
- (4) 脱炭素化に向けた全員参加の取組
- (5) 価値観やライフスタイルの変化を踏まえたまちづくり
- (6) デジタル技術を生かしたまちづくり
- (7) 誰もが気軽に移動できる利便性の高いまちづくり
- (8) グリーンインフラを活用したまちづくり

まちづくりの目標

1 将来都市像とまちづくりの目標

(1) 将来都市像

杉並区基本構想において、今後概ね10年程度を展望した「杉並区が目指すまちの姿」としている

みどり豊かな 住まいのみやこ

を「杉並区まちづくり基本方針」の将来都市像とします。

(2) まちづくりの3つの目標

- みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち
- 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち
- 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

(3) 目標年次

概ね20年後の未来を展望しながらも、新たな基本構想及び総合計画との整合性を図るため、令和12年度を目標年次とします。

なお、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じて基本方針の見直しを行うこととします。

2 まちの骨格

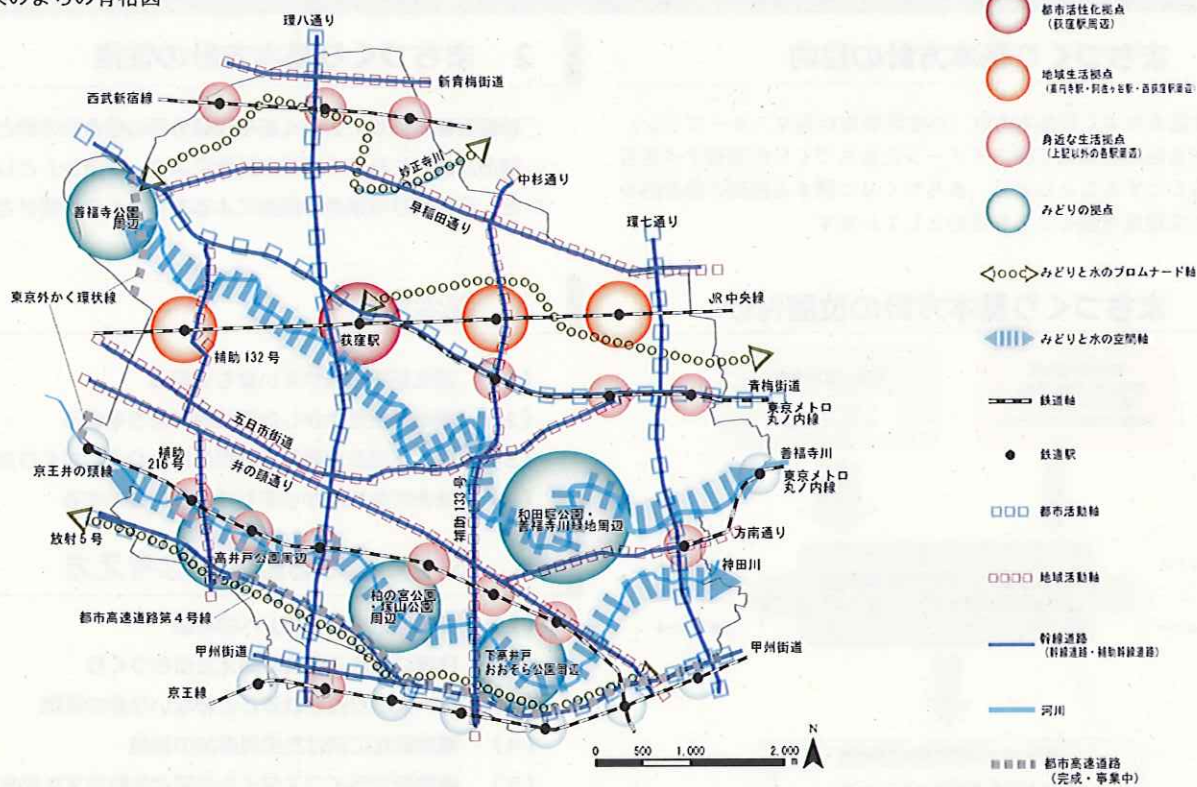
「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するために、みどり豊かで質の高い住環境の保全・育成や道路などの基盤整備を進めるとともに、鉄道駅の周辺に多心型の拠点を配置し、利便性が高く、暮らしやすい都市空間を創造します。

将来の土地利用



将来のまちの骨格

将来のまちの骨格図



① 多心型の拠点

都市活性化拠点	○荻窪駅周辺については、働く、遊ぶ、憩う、集う、学ぶなど、杉並区のにぎわいの芯である「都市活性化拠点」と位置付け、回遊性の向上など、都市の芯としての機能を強化することで、杉並の魅力の中心としての発展を図ります。
地域生活拠点	○古くから商業地として形成され、比較的大きな駅圏を構成している高円寺駅、阿佐ヶ谷駅及び西荻窪駅の周辺を「地域生活拠点」と位置付けます。 ○それぞれの立地や歴史・文化などの特性を生かしながら、回遊性のある個性的な商業環境を充実していくとともに、多様な都市機能の集積を図り、区民交流の拠点とします。 ○うるおいのあるプロムナードの整備、快適で個性的なまちなみデザインの誘導などにより、区を代表するにぎわいの空間づくりを推進します。
身近な生活拠点	○駅圏が比較的小さい私鉄及び地下鉄の各駅周辺については、「身近な生活拠点」と位置付けます。 ○周辺住民の日常生活を支える魅力ある地域交流の拠点として育成します。 ○それぞれ後背住宅地と密着した個性的な近隣商業、身近な生活サービス機能を充実を図ります。 ○駅舎の位置・形状や周辺状況を踏まえた駅前広場の機能、駅への安全で快適な道路・交通体系の整備を図ります。

② みどりの拠点とみどりと水のネットワーク

みどりの拠点	○区民がゆとりとるおいを享受できる拠点として、また、みどりに囲まれた中で、レクリエーションやスポーツに親しむ憩いの空間として、善福寺公園周辺などを「みどりの拠点」として位置付けます。 ○「みどりの拠点」は、地震等の災害時などに区民の安全・安心を支える都市防災の要となるオープンスペースとして活用を図ります。
みどりと水のネットワーク	○公園・緑地などみどりの集積地を相互につなぎ、水辺空間を取り込んだ区を代表する「みどりと水の空間軸」として、善福寺川、神田川沿いを位置付けます。 ○その他の妙正寺川、旧井草川、旧桃園川、玉川上水についても「みどりと水のプロムナード軸」と位置付け、みどりと水に親しめる地域のシンボリックな空間形成を図ります。

③ 鉄道

鉄道軸	○多心型の拠点を結び、通勤通学、ビジネス、文化・教育、交流、娯楽など、人々や企業の多様な活動を支える鉄道ネットワークを「鉄道軸」として位置付けます。脱炭素都市づくりの基軸を担う鉄道ネットワークの利用環境を高めるために、鉄道と公共交通や自転車利用などの連絡機能の向上を図ります。
-----	--

④ 活動軸

都市活動軸	○主として広域的な交通需要を支える幹線道路の沿道を「都市活動軸」として位置付けます。 ○流通施設や商業・業務機能などの広域的な都市活動を支える機能の誘導を図るとともに、こうした都市機能と複合した中高層の都市型住宅を誘導します。
地域活動軸	○区内外の地域間交流を図り、安全な生活圏域を構成する補助幹線道路の沿道を「地域活動軸」として位置付けます。 ○地域生活に立脚した商業・業務機能及びこうした機能と複合した都市型住宅を誘導します。 ○新たに整備を進める南北方向の幹線道路、補助幹線道路のうち住宅地内を通過する路線の周辺については、周辺住宅地の環境に対する影響の軽減を図るとともに、都市型住宅などを誘導します。

土地利用・市街地整備方針

基本的な考え方

1 地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進

土地の利用構成、道路基盤や建物の状況など、地区ごとの特性を踏まえて、国・都等の関係者と連携して土地利用・市街地整備を推進します。

2 地域の魅力あふれる多心型まちづくりの推進

交通結節点である駅周辺を核として、多様な都市機能の集積を図るとともに、地域ごとの様々な魅力が連携しあう多心型の都市構造の形成を図ります。

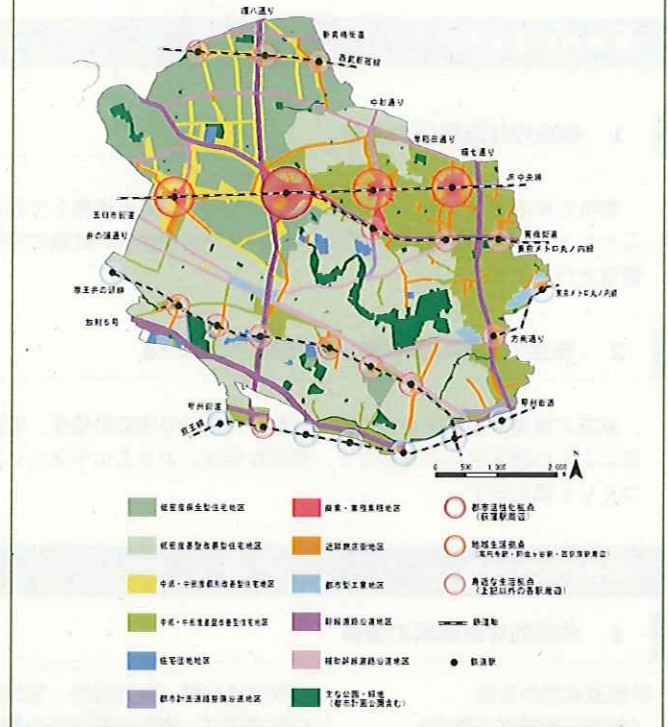
3 誰もが暮らしやすい住宅施策・住環境整備の推進

多様な居住ニーズの充足やゆとりある良質な住宅ストックの更新、活用などの住宅施策を体系的・総合的に進めます。また、事業者の積極的な貢献を誘導するなど、良好な住環境の創出を図ります。

4 戦略的・計画的な土地利用の推進

将来にわたって、安全・安心に暮らし続けることができる良好な住環境の保全・形成やオープンスペースの確保を図るため、地区計画などの活用による地区特性に配慮した計画的な土地利用や、みどりの保全・育成を基調とした土地利用を進めます。また、高精度な三次元基盤情報の整備やオープン化を進めるなど、戦略的・計画的な土地利用を推進します。

市街地整備方針図



具体的な方向性

1 地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進

地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の利用構成、道路基盤の整備状況、建物の状況などに応じて住宅系市街地と複合系市街地に区分します。 ○住宅系市街地では、住宅都市としての基本的性格を維持していくため、住宅地の密度などの地区特性に応じて、市街地整備を推進します。 ○複合系市街地では、商業・業務・工業・住宅の複合的な土地利用を基調とする地区特性に応じて、市街地整備を推進します。
-----------------------	--

2 地域の魅力あふれる多心型まちづくりの推進

多様な機能と魅力ある多心型拠点の形成	○交通結節点である駅周辺を核として、各駅周辺の特色や魅力を生かした多心型拠点の形成を図ります。
都市活性化拠点の強化	○荻窪駅周辺のまちの特長や個性を生かしつつ、にぎわいと住環境が調和した、住み続けたい、訪れたいまちを目指します。
地域生活拠点の充実	○JR中央線各駅周辺（荻窪駅を除く）については、商業・業務、公共サービス、文化・教育、福祉などの都市機能を集積させ、地域生活拠点として充実を図ります。
身近な生活拠点等の充実	○私鉄、地下鉄の駅周辺については、コンパクトで利便性の高い、個性的なにぎわいが感じられる身近な生活拠点として育成していきます。また、駅周辺に立地していない商店街についても、魅力ある商店街づくりなどのまちづくりを進めます。
鉄道の連続立体交差事業と連携したまちづくり	○鉄道の連続立体交差化の進捗にあわせ、駅周辺の基盤整備やまちづくりに取り組みます。
エリアマネジメントによるまちの活性化	○多様な地域の関係者との意見交換や情報共有を行う場の設置等の取組を積極的に支援します。
誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくり	○駅周辺の拠点や商店街の環境整備などに当たっては、地域の特性を踏まえつつ、道路空間等を有効に活用して車中心から人中心の空間へと転換し、誰にとっても魅力的で居心地が良く出かけたくなるまちづくりを推進します。

3 誰もが暮らしやすい住宅施策・住環境整備の推進

総合的な住宅施策の推進	○誰もが安全・安心に暮らせる住宅系市街地の形成を基本に、総合的な住宅施策を推進します。
良好な住宅ストックの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した団地の建替えにあわせて、良質な住宅ストックの形成やみどりのオープンスペースの確保、周辺の基盤整備などにより地域の生活環境の向上を図ります。 ○増加傾向にある空家等について実態把握を進めるとともに、総合的な空家等対策を推進します。
住環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○狭あい道路の拡幅整備の推進や生活道路網の整備により、住環境の向上を図ります。 ○一定規模以上の共同住宅などの建築に際して、まちづくり条例の趣旨に基づく建築を誘導します。

4 戦略的・計画的な土地利用の推進

良好な市街地環境整備の推進	○地区計画などの活用により、地区特性に配慮した計画的な土地利用を進めます。
みどりの保全・育成を基調とした土地利用の推進	○公園・緑地の整備・確保、まとまりのある農地や樹林地・屋敷林の保全、住宅地のみどりの保全・育成など、みどりの保全・育成を基調とした土地利用を推進します。
都市基盤情報の整備	○国や東京都と連携して、地籍調査を推進するほか、高精度な三次元の基盤情報の整備やオープン化を進めます。

道路整備方針

基本的な考え方

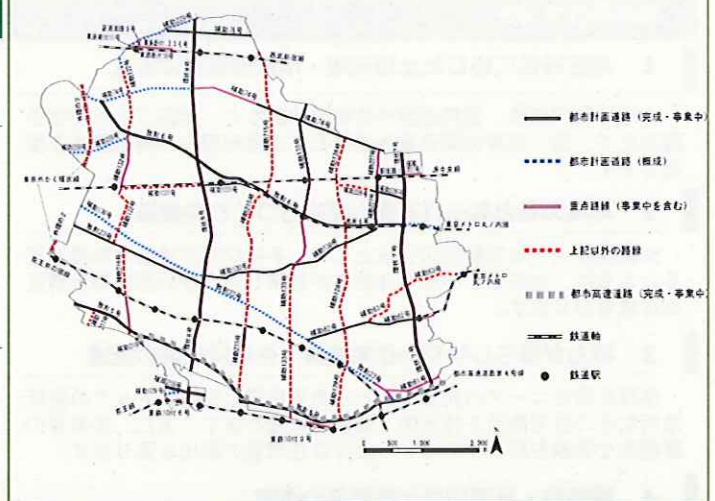
1 体系的な道路網の整備

都市の骨格となる都市計画道路の整備を国・都等と連携して進めるとともに、生活道路の段階的・体系的な整備や狭あい道路の拡幅整備を行います。

2 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保

歩道の整備や自転車走行空間と分離した歩行者空間の確保、事業者による歩道状空地の整備など、多様な手法により人にやさしい道づくりを進めます。

道路整備方針図



具体的な方向性

1 体系的な道路網の整備

幹線道路網の形成 (都市計画道路の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路網(幹線道路・補助幹線道路)の体系的な整備を進めます。 ○幹線道路・補助幹線道路の整備にあたっては、安全で快適な歩道空間の整備を推進します。 ○区内の都市計画道路について、整備促進の必要性を総合的に考慮し、19路線を重点路線と位置付けます。 ○事業未着手の区間については、住民の意見を伺いながら整備を検討します。 ○整備においては、「東京における都市計画道路の整備方針」や国や都との協議、役割分担などの連携を図りながら推進します。 ○自動運転技術の進展などにより変化した交通需要に応じて道路空間を再配分し、ゆとりやにぎわいある空間を生み出すなど、新たな付加価値の創出を目指します。
東京外かく環状道路等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○外かく環状線の整備にあたっては、安全・安心の確保を第一として、丁寧な対応に努めるよう、事業者に求めています。 ○中央自動車道高井戸インターチェンジのオンランプ※については、開設に向けて事業者等の取組を支援します。
中心的役割をもつ生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○防災性や歩行者・自転車の安全性・快適性の向上を目的として、生活道路(主要生活道路・主要区画道路)の段階的・体系的整備を図ります。 ○主要生活道路は、防災性、安全性の観点から優先整備路線を定め、整備を推進します。
狭あい道路の拡幅整備等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○幅員4m未満の狭あい道路では、地域の防災・減災機能の向上や日常生活での安全で快適な通行のため拡幅整備を推進します。 ○沿道関係者の協力による隣接宅地の連続した整備や路線単位の拡幅整備を促進します。

※中央自動車道高井戸インターチェンジのオンランプ：中央自動車道高井戸インターチェンジの下り線の入口

2 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保

人にやさしい道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行者の安全性・快適性を高め、地域の回遊性等の向上を図るため、道路の特性に応じた歩行者優先の道づくりを進めます。
歩行者空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○善福寺川・神田川沿いは、周辺の公園や区民施設などと一体となった遊歩道として地域のシンボルとなる歩行系の空間軸を形成します。 ○みどりの拠点や生活拠点を結ぶ、質の高い歩行者空間の整備を進めます。 ○散策環境の充実を図ることにより、区内を楽しくわかりやすく回遊することができる歩行者空間の整備を進めます。
歩行者等への安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活道路を中心に道路反射鏡・防護柵等の交通安全施設や視覚障害者誘導用標示の整備を推進します。 ○案内標識に英語併記やピクトグラム※の標示を行うなど、誰もが安心して気軽に移動できる環境を整備します。
自転車走行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○道路幅員や沿道土地利用などに応じた自転車走行環境のあり方について調査・研究を行い、安全な自転車走行空間を確保します。

※ピクトグラム：案内用図記号のこと。文字・言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形

交通整備方針

基本的な考え方

1 公共交通の利便性向上

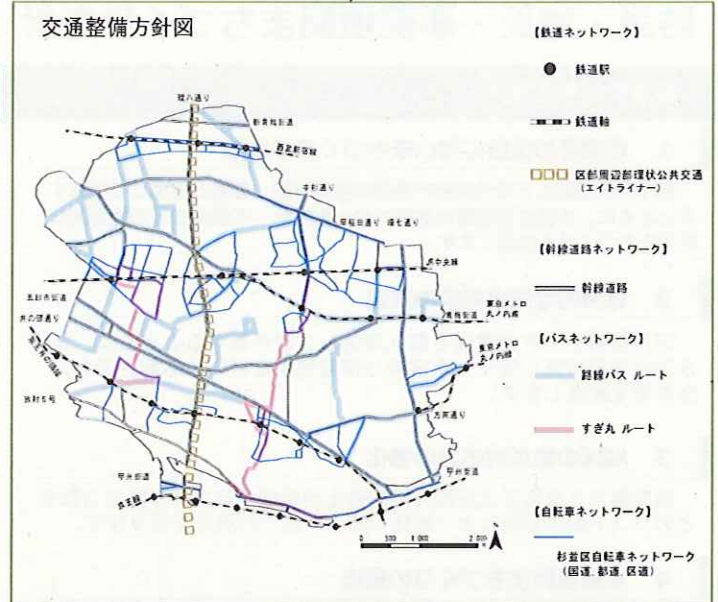
道路と鉄道の立体交差化を進め、踏切の除却や駅前広場機能の確保を図るとともに、バス交通の改善や鉄道新規路線整備の検討などにより、公共交通の利便性向上を図ります。

2 安全で快適な自転車利用の推進

自転車駐車場の整備や安全な自転車利用ルールの普及とマナーの向上などにより、安全で快適な自転車利用を推進します。

3 新たなモビリティサービスへの対応

誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境を形成するため、新たなモビリティサービスの活用も視野に入れ、鉄道やバスなどの公共交通と徒歩、自転車とのつながりを高め、シームレスな移動サービスの充実を図ります。



具体的な方向性

1 公共交通の利便性向上

道路と鉄道の立体交差化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○京王線（笹塚駅～仙川駅間）の連続立体交差事業の早期完了に向けて事業を推進し、道路ネットワークの形成、交通結節点機能の拡充など、交通機能の向上を図ります。 ○西武新宿線では、井荻駅～西武柳沢駅間の連続立体交差化計画及び上井草駅周辺の道路計画の早期実現に向けた取組や、野方駅～井荻駅間の連続立体交差化に向けた取組を沿線各駅周辺のまちづくりとともに進めます。
公共交通ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向けた取組を推進します。 ○鉄道やバス、タクシー、福祉車両等も含め、地域の実態や需要に即した公共交通全体の最適化を図ります。 ○南北バス「すぎ丸」の運行については、維持・改善を検討します。 ○駅前広場や安全なバス停留所の整備を進めます。 ○バス路線となる道路は、拡幅等の整備及び交差点の改良を進め、バス交通環境の改善を図ります。 ○南北方向の公共交通の更なる充実について、調査・研究します。
駅周辺の交通結節機能の強化	○MaaS※等の新技術を活用した移動サービスにより、誰もが移動しやすい交通環境の充実を図ります。
自動車駐車場の適正な確保	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車駐車場については、車庫の宅地内確保を原則とし誘導します。特に共同住宅の自動車駐車場については、外来者用を含めて敷地内での確保を誘導します。 ○駅周辺の自動車駐車場については、カーシェアリングや共同利用、案内情報提供などによる既存の自動車駐車場の有効活用を検討します。

※MaaS：ICT（情報通信技術）を活用してマイカー以外の移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを一つに統合させた新たなモビリティサービス

2 安全で快適な自転車利用の推進

自転車活用の推進	○関係団体や関係機関との連携を図り、自転車活用に関する施策を推進します。
自転車駐車場の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用の目的に即した自転車駐車場の規模適正化を検討し、整備を進めます。 ○買い物客等の一時利用者置場の整備支援を進めます。 ○民営自転車駐車場の整備促進を図るため、事業者を積極的に支援していきます。
自転車利用ルール・マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用者への啓発活動などにより、放置自転車ゼロを目指します。 ○自転車利用者に対して、駐車や走行に関するルールやマナーを積極的にPRします。 ○自転車の利用に関する教室等を開催し、適正な自転車利用を推進します。

3 新たなモビリティサービスへの対応

MaaS等の新たなモビリティサービス活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○シェアサイクルやグリーンスローモビリティ※については、実証実験を通じ、効果検証をした上で導入を図ります。 ○MaaS等の新技術やデータを活用した一体的な移動サービスの導入に取り組みます。
区民・事業者の参画、広域連携による取組の推進	○新たなモビリティサービスの導入に向けて、区民・事業者等の参画を図るとともに、自治体相互の横断的・広域的な連携による取組を推進します。

※グリーンスローモビリティ：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称

防災・減災・事前復興まちづくり方針

基本的な考え方

1 地震等の災害に強いまちづくりの推進

都市計画道路などの防災都市基盤の整備を国・都等と連携して促進するとともに、木造住宅密集地域等での、耐震化・不燃化などの総合的な防災まちづくりを推進します。

2 総合的な治水対策の推進

河川整備や下水道整備を都と連携しながら進めるとともに、雨水流出抑制対策の強化や水害時の情報提供などによる総合的な治水対策を推進します。

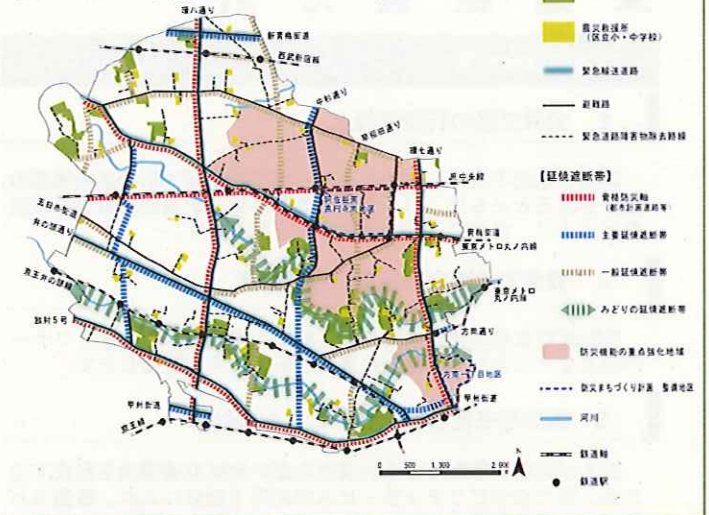
3 地域の防災対応力の強化

防災拠点となる区立施設の機能強化や地域の自主的な防災活動などのソフト面の取組により地域の防災対応力の強化を図ります。

4 事前復興まちづくりの推進

平時から倒れにくく、燃えにくいまちづくり、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、被災しても復興しやすいまちの姿を区民とともに描き、築いていきます。

防災・減災・事前復興まちづくり方針図



5 防犯等に配慮した安全な住環境整備の推進

犯罪の機会を与えない、犯罪を誘発しないまちをつくることに、地域の絆を深め、防犯力の高いまちづくりを進めます。

具体的な方向性

1 地震等の災害に強いまちづくりの推進

防災都市基盤の整備推進	○都市計画道路等の広域幹線道路や防災機能を備えた公園整備の促進など、防災都市基盤の整備を推進します。
延焼遮断帯の形成	○幹線道路・鉄道・河川などの既存施設を活用した延焼遮断帯ネットワークの形成を促進します。
無電柱化の推進	○都市計画道路の整備にあわせた無電柱化や整備効果の高い生活道路等での無電柱化を進めます。
密集市街地の防災機能の強化	○道路基盤の未整備な木造住宅密集地域等については、防災まちづくりを推進します。 ○駅周辺や広域避難場所周辺などにおいて、地域特性に応じた都市基盤の整備を図り、安全な市街地を形成します。
建築物等の安全性の向上	○建築物の耐震化・不燃化を推進します。 ○総合的な空家等対策を実施し、地域の生活環境改善や安全・安心の向上を図ります。
都市施設・ライフライン等の安全性の確保	○区内の都市施設やライフラインについては、適切な維持管理や耐震性を確保することで、安全性の確保を図ります。

2 総合的な治水対策の推進

治水施設の整備	○都による河川整備や下水道整備などに協力・連携しながら治水安全度の向上を図ります。 ○浸水の発生頻度など、様々な要素を考慮したハザード情報等を充実させた水害リスク評価により河川整備等を行います。
水害時の情報提供等	○区民が実施すべきソフト対策の周知を図るとともに、水害に強い建築への誘導を行うなど、区民の自助意識を高める取組を進めます。

3 地域の防災対応力の強化

災害時拠点施設の機能拡充	○区立施設の改修等に合わせて、防災機能の強化や災害時の電源確保のための蓄電池配備などを進めます。
備蓄物資の充実	○計画的に災害備蓄倉庫の整備を進め、発災後3日間を乗り切れるよう、食糧備蓄の確保に取り組みます。
発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進	○一人ひとりの防災対応力を高めるため、訓練の充実や人材育成、民間事業者等との連携強化による共助の体制を構築します。 ○自治体スクラム支援会議と連携のもと、災害時の支援・受援体制の強化や新たな相互援助協定先の拡充に向けた検討を進めます。
ICT活用による災害情報の収集・発信	○震災救援所におけるデジタル化の検討やICT活用による災害情報の収集・発信に取り組みます。
災害時要配慮者支援の推進	○「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の新規登録者数を増やすため、更なる普及啓発を図ります。 ○民間事業者、災害ボランティア等の協力関係を強化します。

4 事前復興まちづくりの推進

都市復興に関する事前準備の推進	○計画的な都市復興に向けたあり方などを事前に検討するとともに、復旧・復興体制の充実を図ります。 ○復興計画の基礎データとなる高精度な三次元の基盤情報の整備や土地境界の明確化を進めます。
復興体制の構築	○地域復興協議会の準備会などの組織づくりを平時から進めるなど、事前復興の取組を進めます。
災害に備えたエネルギーの確保	○多様な発電手段を用いた電力供給の安定化に向けた取組を促進します。

5 防犯等に配慮した安全な住環境整備の推進

防犯に配慮した住まい・まちづくりの促進	○交通の安全及び生活環境の整備を図るとともに、防犯対策を推進するため、街路灯の新設・改修を行うほか、住宅の防犯対策の普及に努めます。
地域の防犯力の向上	○防犯パトロールや環境美化活動、街角防犯カメラの増設、公園への防犯カメラの設置など、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進します。

みどりと水のまちづくり方針

基本的な考え方

1 公共緑地空間の整備の推進

区立や都立の公園・緑地などの公共緑地空間の整備を都区連携して推進します。

2 民有地などのまとまったみどりの保全

屋敷林や農地の保全対策の強化を図るとともに、市民緑地制度などの活用によりまとまった民有地のみどりの保全を進めます。

3 まちなみのみどりの保護と充実

住宅地や商業地など状況に応じたみどりの創出を図るとともに、みどりの保護制度や普及啓発活動によりみどりの育成環境の向上を図ります。

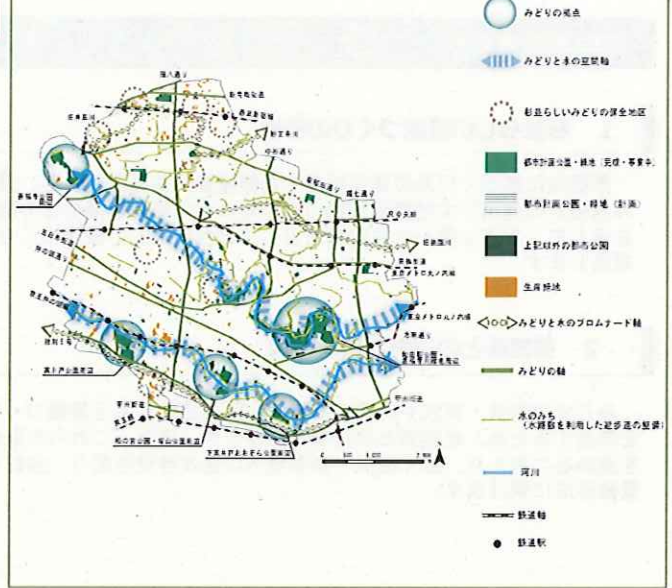
4 グリーンインフラを活用した水と水辺のある環境づくり

河川においては、生態系の保護や良好な水辺空間を整備するほか、河川沿いの緑化や公園・緑地と一体となった親水護岸の整備など、グリーンインフラ※の考え方を活用した水と親しめる環境づくりを進めます。

5 みどりと水のネットワークの形成

みどりの拠点形成を進めるとともに、拠点をみどりのベルトや河川沿いの遊歩道など連続するみどりと水で結び、みどりと水のネットワークの形成を推進します。

みどりと水のまちづくり方針図



※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組

具体的な方向性

1 公共緑地空間の整備の推進

地域特性を生かした区立公園等の整備	○区立公園は、多様な世代の利用を踏まえた日常野外活動の場として公園の種別に応じた配置、地域特性や公園の規模に応じた特色ある公園の整備を進めます。
都立公園・緑地の整備促進	○区を代表するみどりの拠点である都立公園の整備を促進します。

2 民有地などのまとまったみどりの保全

屋敷林等の保全強化	○屋敷林等の保全に資する様々な活動を進めていきます。
農地の保全	○区内の農地については、農業者のニーズに応じた相談・支援等を行い、農地の保全を図ります。
特別緑地保全地区の活用	○特別緑地保全地区制度の普及・啓発を図り、社寺林や屋敷林などのまとまったみどりを中心に、新たな指定を検討します。
市民緑地の指定等	○良好な樹林地を保全するため、都市緑地法に基づく市民緑地「いいの森」の設置・維持を進めます。

3 まちなみのみどりの保護と充実

住宅地のみどりの保全・育成	○生け垣など道路沿いの緑化等を進め、地域のなかで調和のとれたみどり豊かな住宅地を育成します。
商業・業務地の緑化	○商業・業務地では、地区特性に応じた緑化を誘導します。
公共公益施設の緑化	○道路や鉄道、区立施設などの公共公益施設では、それぞれの特性に応じた緑化を図ります。
民有地の緑化の推進	○みどりの条例に基づき、すべての建築行為等を対象に緑化指導の充実を図ります。 ○建築物の建築などに際して、敷地の一定割合の緑化を義務付ける緑化地域制度の導入を検討します。
生物多様性に配慮したみどりの質の向上	○生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針の作成に取り組みます。 ○区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に取り組みます。
協働によるみどりの保全・育成	○みどりの条例に基づく取組など区民との協働により、みどりの保全・育成を図ります。
みどりの普及・啓発	○みどりに関する情報の発信や地域イベントなどを通して、幅広くみどりの普及・啓発を図ります。

4 グリーンインフラを活用した水と水辺のある環境づくり

水辺環境の保全と親水化	○河川については、生態系の保護や良好な水辺空間の創出に配慮した河川整備を進めます。 ○河川沿いの緑化や河川施設の適正な管理などにより、水と親しめる環境づくりを推進します。
地下水・湧水の保全・回復	○グリーンインフラの考え方を活用し、地下水・湧水の保全・回復を図ります。 ○地下水・湧水の保全・回復に寄与する、透水性舗装や雨水浸透ます等の整備を促進します。

5 みどりと水のネットワークの形成

みどりの基本計画	○公園整備、農地の保全など、みどりの保全・創出を推進する総合計画である「みどりの基本計画」を改定し、水とみどりのネットワークの形成を図ります。
みどりの拠点の形成	○みどりの拠点となる公園周辺について、豊かなみどりや水を生かしたネットワークの核の形成を図ります。
みどりと水の空間軸づくり	○みどりのベルトづくり事業を推進し、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。 ○河川空間や河川沿いの公園を中心とした奥行きがあり、質の高いみどりの帯の形成を進めます。

景観まちづくり方針

基本的な考え方

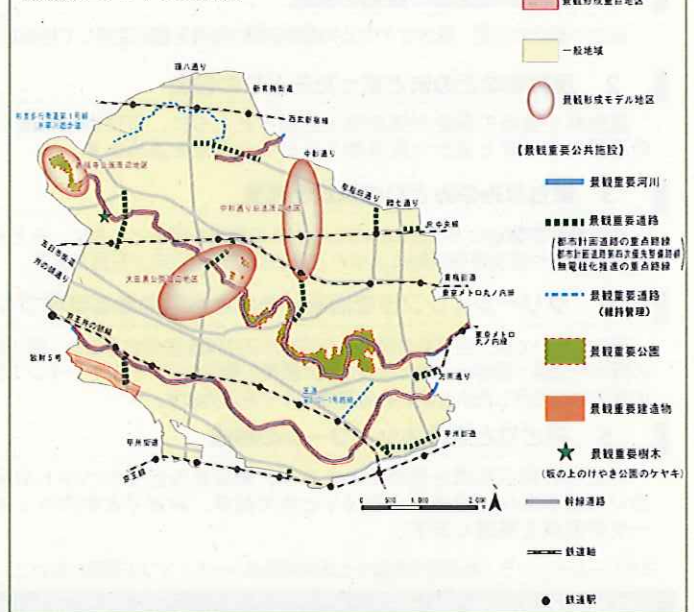
1 杉並らしい景観づくりの推進

景観法に基づく行為の届出制度や景観重要公共施設の指定、景観形成指針の運用や大規模建築物の建築等に係る事前協議などの取組を通じて、みどり豊かな住宅都市としての杉並らしい景観づくりを推進します。

2 他施策との連携と普及啓発

みどりの保全・育成や区民・事業者・区の協働による景観づくりを推進するため、他施策との連携を図ります。また、これらの取組を進めるにあたり、広く区民・事業者への普及啓発を図り、良好な景観形成に繋げます。

景観まちづくり方針図



具体的な方向性

1 杉並らしい景観づくりの推進

地区特性に応じた景観づくり	○水とみどりの景観形成重点地区では、季節感とうるおい及び地域の歴史が感じられる景観形成を図ります。 ○景観形成重点地区以外の一般地域では、それぞれの市街地特性に応じた景観基準に基づき、良好な景観形成を図ります。
景観形成指針と事前協議による景観づくり	○地域の景観形成に大きな影響を与える大規模マンションなどの建築については、大規模建築物景観形成指針に則した計画とするとともに、事前協議を通して良好な景観形成を誘導します。
屋外広告物の景観誘導	○屋外広告物は、屋外広告物条例と連携しながら、地域にふさわしい良好な景観の形成に寄与するよう表示・掲出を誘導します。
景観重要公共施設の整備	○河川、道路、公園などの公共施設は、「景観重要公共施設」と位置付け、地域における良好な景観の形成に配慮した整備を図ります。
景観重要建築物及び景観重要樹木の指定	○良好な景観を形成している建築物や樹木をそれぞれ景観重要建築物、景観重要樹木として指定し、地域の大切な財産として共有を図ります。
景観協定による景観形成	○住宅地などの建築物の建築に際して、景観協定の活用を誘導し、良好な景観づくりを支援します。
景観モデル地区における景観形成	○中杉通り沿道周辺地区、大田黒公園周辺地区、善福寺公園周辺地区において、様々な仕組みを活用しながらモデル的に景観づくりを進めます。

2 他施策との連携と普及啓発

みどりの施策と連携した景観づくり	○屋敷林や農のある風景をみどりの施策と連携しながら、地域の貴重な景観資源として保全を図ります。 ○特に外観の優れた貴重木などについて、景観法に基づく景観重要樹木制度を活用します。
まちづくり施策と連携した景観づくり	○まちづくり条例に基づき認定されたまちづくり協議会の活動やまちづくりルールの活用により、区民、事業者、区の協働による良好な景観形成を進めます。
魅力とにぎわいのあるまちづくり	○無電柱化やシンボルとなる樹木等の育成、「歩行者利便増進道路制度」の活用、屋外広告物の規制誘導などにより、景観に優れた魅力あるまちの形成を図ります。
個性的なにぎわいの風景の継承	○高円寺阿波踊り、阿佐谷七夕祭りなど、多くの人に広く親しまれている、個性的で愉しいにぎわいの風景を大切に継承し、それらが発する魅力を区内外に発信していきます。
普及啓発	○外観の優れた建物や美しいまちなみ、みどり豊かな風景を保全、創出していくため、景観に対する意識を高めていくよう、引き続き普及啓発の拡充を図ります。

※歩行者利便増進道路制度：「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するもの。（通称、ほこみち。）

ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針

基本的な考え方

1 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

2050年ゼロカーボンシティ※の実現に向け、都市構造や交通体系の改善、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する取組を推進します。

2 環境施策の推進

「杉並区環境基本計画」に基づき、再生可能エネルギー利用及び省エネルギー対策の普及・促進や循環型社会を目指す取組、区民の健康と生活環境を守る取組、みどりの保全・創出などの環境施策を総合的・計画的に推進します。

※ゼロカーボンシティ：2050年までに温室効果ガス排出量が実質ゼロとなるよう、取組を進めていくことを表明した地方公共団体

具体的な方向性

1 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

都市構造や交通体系の改善	<ul style="list-style-type: none">○都市機能の駅周辺への集積と集約化を図り、地域特性に応じたコンパクトな多心型のまちづくりを進めることにより、人や物の移動にともなう環境負荷の軽減を図ります。○道路ネットワークの形成により、自動車交通に起因する環境負荷の軽減を図ります。○区民に対して環境や健康などに配慮した交通行動を促すため、モビリティ・マネジメント※の取組を推進します。○自転車活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持及び健康増進等の施策に取り組みます。○公園・緑地など公共緑地空間の整備や農地・屋敷林の保全、民有地の緑化推進などにより、みどりの質的・量的な充実を図ります。
再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり	<ul style="list-style-type: none">○家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用拡大を推進します。○区立施設などについて、改築等の際に再生可能エネルギーの利用拡大を進めます。○地域全体での再生可能エネルギーの一層の推進に取り組みます。
住宅・建築物の省エネルギー対策の促進	<ul style="list-style-type: none">○建築物における省エネルギーの取組を推進します。○環境に配慮した住宅の普及に努めます。○住宅・建築物の省エネルギー化やその運用の普及啓発を推進します。
ヒートアイランド対策の促進	<ul style="list-style-type: none">○ヒートアイランド現象を緩和するための対策に取り組みます。

※モビリティ・マネジメント：「環境や健康などに配慮した交通行動を呼びかけていくコミュニケーション施策」を中心として、ひとり一人の住民等に働きかけ、自発的行動の転換を促していき、「過度の自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」への少しずつ変えていく一連の取組

2 環境施策の推進

環境施策の体系的、計画的な推進	<ul style="list-style-type: none">○「杉並区環境基本計画」に基づき、環境施策の体系的、計画的な推進を図ります。○電気自動車用充電設備導入助成により、電気自動車等の普及を促進します。○ごみの発生抑制、分別の徹底や資源化の推進に向けた検討を計画的に進めます。○食品ロスやワンウェイプラスチックの削減など、ごみ・資源の発生抑制に重点を置いた取組を推進します。
環境に配慮するライフスタイルの促進	<ul style="list-style-type: none">○家庭や事業所における電気やガス等の省エネルギーを促進します。○区民一人ひとりの環境配慮行動の一層の推進を図ります。

ユニバーサルデザインのまちづくり方針

基本的な考え方

1 誰もが移動しやすく、暮らしやすいまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢や障害の有無、国籍、性別などの違いを超えて、誰もが移動しやすく、暮らしやすいまちづくりを進めます。

2 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

「杉並区バリアフリー基本構想」で定める重点整備地区等において、交通事業者や民間施設等の管理者、商店会、行政機関など様々な主体の協働により、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく整備を面的・一体的に進めます。

具体的な方向性

1 誰もが移動しやすく、暮らしやすいまちづくりの推進

ユニバーサルデザインのまちづくり	○誰もが移動しやすく、暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進します。
公共交通のバリアフリー化	○区内の鉄道駅について、ホームドアなどの設置による安全性の確保を鉄道事業者に働きかけます。 ○鉄道駅の周辺について、駅前広場機能の整備や段差の解消などにより、誰もが移動しやすい移動環境の向上を図ります。 ○バス交通について、バス事業者や関係機関の協力により、待合環境の向上を図ります。
道路・公園等のバリアフリー化	○既に歩道のある道路については、整備の機会を捉えて段差の解消などを図ります。また、歩道のない道路では、主要生活道路の整備を進めることで、歩行者空間の安全性・快適性の向上を図ります。 ○公園のトイレ、駐車場など公園施設のバリアフリー化を進めます。
建物のバリアフリー化	○既存の区立施設について、施設の特성에応じて、バリアフリー化を進めます。 ○バリアフリー化が必要な既存の民間建築物について、バリアフリー化を誘導します。
安全で快適な買い物環境の向上	○商店街などの買い物道路は、誰もが安全で快適に買い物ができる空間を確保します。
心のバリアフリーの推進	○高齢者や障害者などが抱える日常生活における困難さや不自由さを誰もが理解し、お互いに尊重しあい、支えあう「心」をはぐくむため、すべての区民や事業者などと連携しながら、「心のバリアフリー」を推進します。

2 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

移動等円滑化促進地区の指定	○旅客施設等の生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区について、「移動等円滑化促進地区※」として指定し、面的・一体的なバリアフリー化を推進します。
重点整備地区の指定	○バリアフリー化を推進していく必要性が特に高い地区について、「重点整備地区」として指定し、地区内にある旅客施設や道路、公園、一定の建築物などについて、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。
まちづくりの計画などと連携したバリアフリー化の推進	○駅周辺などのまちづくりに取り組んでいる地区について、まちづくり計画に位置付ける基盤整備などと連携しなら、地区全体のバリアフリー化を推進します。 ○「杉並区バリアフリー基本構想」について、「移動等円滑化促進方針」の策定も含めた改定を行い、誰もが気軽に移動できる利便性の高いまちづくりを進めます。

※移動等円滑化促進地区：鉄道駅の周辺や高齢者、障害者等の利用者が多い施設の周辺でバリアフリー化を促進する必要がある地区

井草地域



具体的な方向性

1 良好な街区基盤を生かした低密度住宅地の保全

みどり豊かなゆとりある農住街区の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かなみどりを持つ敷地規模の大きな戸建住宅がある街区では、現在の土地利用が維持されるよう誘導を図ります。 ○大規模敷地や農地及び駐車場の宅地化に際しては、みどり豊かなゆとりある低層住宅地開発となるように誘導を図ります。
街区特性に応じたみどり豊かな住宅街区の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○比較的密度が高い土地利用がされている住宅街区については、みどり豊かな街区環境の保全を図ります。 ○中小規模の戸建住宅の建替えに当たっては、敷地の細分化を抑制し、共同住宅への更新に際しては、周辺環境に配慮したものとなるように誘導します。

2 西武新宿線の連続立体交差化の推進と駅周辺まちづくり

西武新宿線連続立体交差化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○西武新宿線では、井荻駅～西武柳沢駅間の連続立体交差化計画及び上井草駅周辺の道路計画の早期実現に向けた取組を駅周辺まちづくりとともに進めます。 ○連続立体交差化計画の準備区間である野方駅～井荻駅間においても連続立体交差化に向けた取組を沿線各駅周辺のまちづくりとともに進めます。
上井草駅周辺・井荻駅周辺・下井草駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○連続立体交差化にあわせて、駅周辺の交通結節点機能の強化や安全で快適な歩行者空間の形成を図ります。 ○駅周辺に身近な生活サービス機能の立地を誘導し、周辺住民の日常生活を支える魅力ある身近な生活拠点の形成を図ります。 ○鉄道沿線に中小規模の商業・業務施設、共同住宅の立地を適正に誘導するとともに、みどりあふれる連続した歩行者空間の確保を進め、魅力あるまちなみの育成を図ります。

3 環八通り等の沿道型土地利用の推進

環八通りの沿道環境整備の推進	○環八通り沿道では、延焼遮断帯やみどりの軸を形成し、商業・業務施設と住宅が調和する魅力的な景観形成を図ります。
新青梅街道等の沿道環境整備の推進	○新青梅街道等の補助幹線道路沿道では、避難路等としての機能向上を図ります。

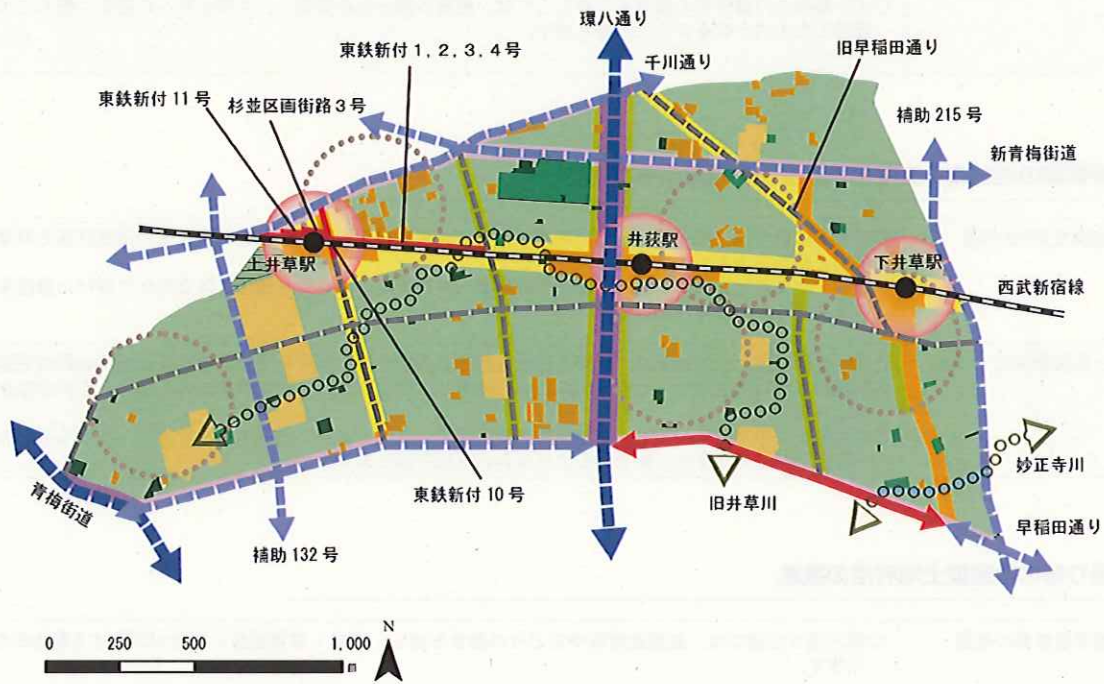
4 総合的な交通安全対策の推進

総合的な交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○交通規制の体系的な見直し、強化などにより、通過交通を抑制する交通体系の整備を検討します。 ○生活道路について、安全な歩行者・自転車空間の確保を検討します。 ○上井草駅周辺の主要生活道路では、バス停留所での停車・待避スペースの確保を検討します。 ○地域内の主要生活道路の整備を検討します。
---------------	---

5 防災拠点となるみどりの核・みどりと水のネットワークの形成

防災拠点となるみどりの核づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○上井草スポーツセンター周辺では、公共施設のみどりを保全・育成し、オープンスペースの避難場所としての機能の充実を図ります。 ○井草森公園周辺では、公共公益施設、区民農園などを一体的に活用した避難場所としての機能を充実します。
旧井草川を軸としたみどりと水のネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ○旧井草川の遊歩道や「科学と自然の散歩みち」の回遊性を生かして、隣接する公園・広場の個性づくり、建物の窓辺の緑化などの取組を進めます。 ○遊歩道や散歩みちにつながる公共溝渠等では、災害時の避難経路や水害の軽減を目的とした貯留浸透施設等を設けるなどの工夫を取り入れた整備を検討します。 ○妙正寺川沿いの公園・緑地を含めた、魅力的で快適なみどりと水のプロムナード軸の形成を図ります。 ○生産緑地及び屋敷林・樹林地を保全し、敷地まわりの生け垣化やシンボリックな大木の育成、休息スペースの設置などとともに、農のある風景の保全とみどりの核づくりを図ります。

井草地域【まちづくり方針図】



- | | | |
|---------------|--------------|-------------------|
| 低密度保全型住宅地区 | 身近な生活拠点 | みどりと水のプロムナード軸 |
| 中低密度個別改善型住宅地区 | 幹線道路 | 杉並らしいみどりの保全地区 |
| 中密度個別改善型住宅地区 | 補助幹線道路 | 学校施設・運動場等 |
| 近隣商店街地区 | 重点路線（事業中を含む） | 都市計画公園・緑地（完成・事業中） |
| 幹線道路沿道地区 | 主要生活道路 | 都市計画公園・緑地（計画） |
| 補助幹線道路沿道地区 | | 上記以外の都市公園 |
| | | 生産緑地地区 |
| | | 河川 |
| | | 鉄道軸 |

西荻地域



具体的な方向性

1 良好な街区基盤を生かした低密度住宅地の保全

善福寺公園を中心とした成熟した住宅地の保全	○みどり豊かなゆとりのある住環境を保全・育成します。
街区特性に応じたみどり豊かな住宅街区の保全	○街区特性に応じて、住環境の保全と住宅地のより一層の魅力づくりを図ります。
街区基盤を生かした住宅街区の修復	○街区特性に応じて、良好な道路基盤を生かしながら敷地の共同・協同的利用を促進するほか、街区の防災性の向上や街区景観の形成を図ります。 ○JR中央線沿線では、鉄道沿線の延焼遮断帯としての機能の向上を図ります。

2 街区基盤の整備による低密度住宅地の形成

街区基盤の整備による低密度住宅地の形成	○神明通りより南側の住宅地については、中小規模の戸建住宅や共同住宅が調和する落ち着きのある住環境を保全・育成します。 ○商店街周辺の比較的高密度な住宅地では、住環境の改善を図ります。 ○JR中央線より南側については、身近な公園・広場の充実を図ります。
---------------------	---

3 西荻窪駅周辺の地域生活拠点の充実と都市計画道路の整備

西荻窪駅周辺の地域生活拠点の充実	○西荻窪駅周辺は、文化的で洗練されたイメージを持つ区を代表する個性的な商業・業務地及び区民交流の場となる地域生活拠点として充実を図ります。 ○現状の街区特性を生かしながら、オープンスペースの充実を図ります。 ○西荻窪駅におけるホームドア設置支援をはじめ、駅施設や周辺の公共施設のバリアフリー化を進めます。 ○駅周辺道路の歩行者空間の安全性・快適性の向上などにより、商店街としての魅力づくりを図ります。 ○自転車利用者のルールの遵守とマナー向上を喚起します。
都市計画道路補助132号線の整備	○都市計画道路補助132号線（青梅街道～神明通り）の整備により、延焼遮断帯の形成や避難路の確保など防災機能を強化するとともに、歩道幅や段差解消によるバリアフリー化など安全・安心な歩行空間を確保します。 ○事業未着手の区間については、住民の意見を伺いながら整備を検討します。 ○後背住宅地の住環境に配慮した土地利用を図り、無電柱化やみどりの軸など、駅前通りとして地域のシンボルとなる沿道景観づくりを進めます。 ○神明通りについて、主要生活道路として整備を検討し、商店街としてのまちなみ形成の誘導、都市計画道路補助132号線との交差点部などの安全対策を検討します。

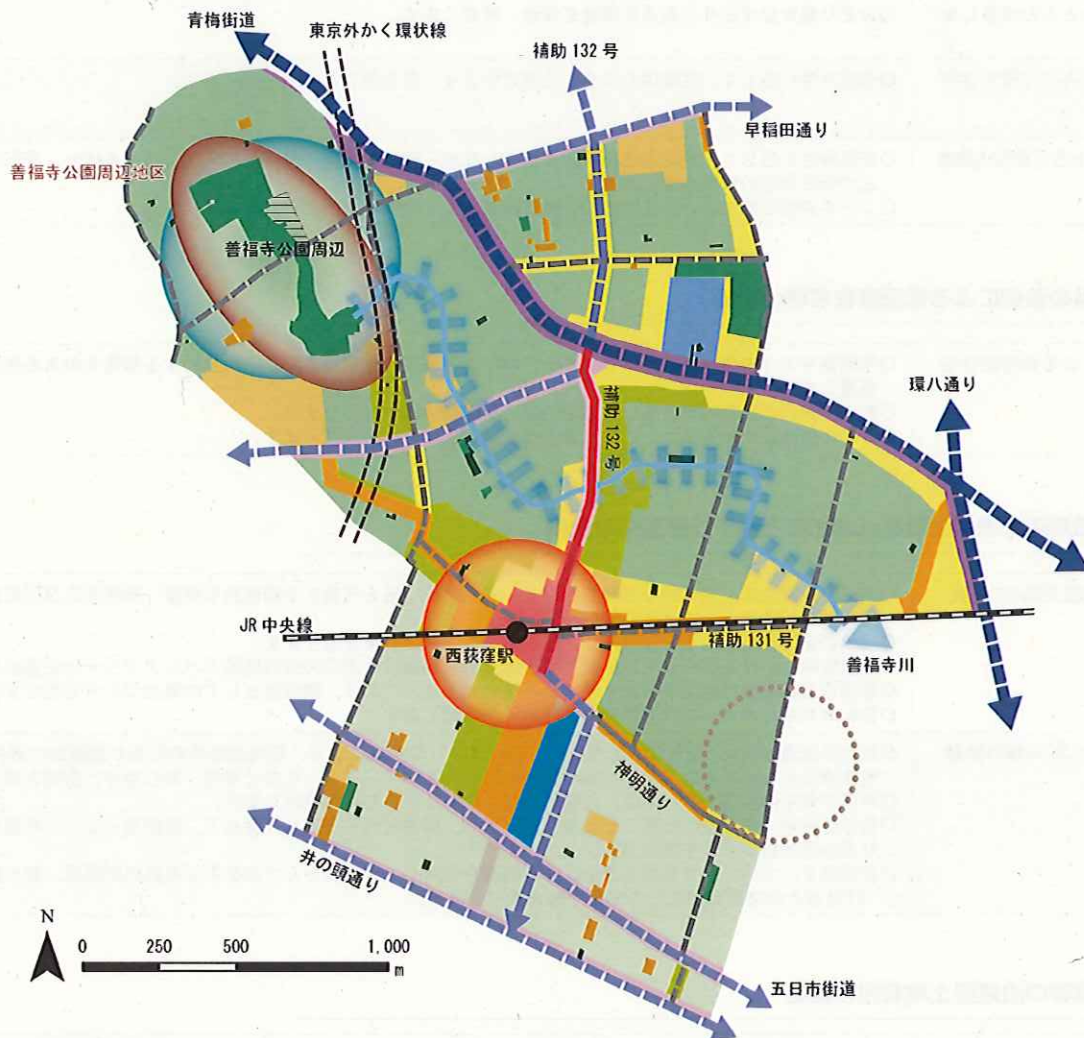
4 青梅街道等の沿道型土地利用の推進

青梅街道等の沿道型土地利用の推進	○青梅街道及び環八通りでは、延焼遮断帯やみどりの軸を形成していくとともに、商業・業務施設と住宅が調和する魅力的な景観形成を図ります。 ○環八通り沿道では、住宅の交通騒音の改善などを図るため沿道整備事業を推進します。 ○早稲田通り、女子大通り沿道では、避難路等としての機能の向上を図ります。
五日市街道等の旧街道の面影を残す沿道景観の形成	○五日市街道周辺では、豊かな屋敷林を持つ戸建住宅や農地・樹林地の保全に努めます。 ○五日市街道沿道及び井の頭通り沿道では、屋敷林や農地のみどりを保全・活用し、旧街道の歴史や新たな沿道型商業施設の立地を生かした、魅力的な沿道景観の形成を図ります。

5 善福寺公園周辺のみどりの拠点形成、善福寺川流域のみどりと水の空間軸の形成

善福寺公園周辺のみどりの拠点形成	○善福寺公園周辺では、大規模な住宅敷地、農地・樹林地を保全・育成し、みどり豊かな住宅地の形成を図ります。
善福寺川流域のみどりと水の空間軸の形成	○善福寺池を源流とする善福寺川流域については、貴重な河川資源を生かした水と親しめる空間づくりを図ります。 ○善福寺川につながる公共溝渠や既存の道路を生かして、安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。

西荻地域【まちづくり方針図】



- | | | |
|---------------|----------------|-------------------|
| 低密度保全型住宅地区 | 地域生活拠点 | みどりの拠点 |
| 低密度基盤改善型住宅地区 | 幹線道路 | みどりと水の空間軸 |
| 中低密度個別改善型住宅地区 | 補助幹線道路 | 杉並らしいみどりの保全地区 |
| 中低密度基盤改善型住宅地区 | 重点路線（事業中を含む） | 景観形成モデル地区 |
| 中密度個別改善型住宅地区 | 主要生活道路（優先整備路線） | 学校施設・運動場等 |
| 中密度基盤改善型住宅地区 | 主要生活道路 | 都市計画公園・緑地（完成・事業中） |
| 住宅団地地区 | 東京外かく環状線 | 都市計画公園・緑地（計画） |
| 商業・業務集積地区 | | 上記以外の都市公園 |
| 近隣商店街地区 | | 生産緑地地区 |
| 幹線道路沿道地区 | | 河川 |
| 補助幹線道路沿道地区 | | 鉄道軸 |

荻窪地域



具体的な方向性

1 荻窪駅周辺の都市活性化拠点の形成

都市機能の高度な集積による都市活性化拠点の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○荻窪駅周辺は、杉並を代表するにぎわいの中心、都市活性化拠点として、その魅力を高めていきます。 ○可能な限りまとまりある共同建替えや協動的な土地利用を誘導し、オープンスペースの充実を図ります。 ○個性ある界隈が織りあう面的に広がりのある商業・業務機能と共同住宅の複合した生活拠点づくりを図ります。 ○荻窪駅におけるホームドア設置支援をはじめ、駅施設や周辺の公共施設のバリアフリー化を進めます。 ○駅周辺道路の歩行者空間の安全性・快適性の向上などにより、商店街としての魅力づくりを図ります。
交通結節点機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○南北の駅前広場機能の充実や基盤整備などにより、駅南北の連絡機能の強化や回遊性の向上を図ります。 ○グリーンスローモビリティ※等の新たなモビリティへの重点的な取組に合わせ、サイン・案内板の充実などにより、荻窪駅を核とした周辺地域の回遊性向上を図ります。また、駅周辺の道路について、買い物道路としての安全性・快適性の向上を図ります。 ○自転車利用者のルールの遵守とマナー向上を喚起します。 ○駅施設などについては、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
景観まちづくりと連携したにぎわいの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○案内表示の充実や散歩みちの整備などにより回遊性の向上を図ります。 ○魅力的で価値ある地域資源について、効果的な活用を図ります。
主要生活道路等の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の主要生活道路について、歩行者・自転車の安全性を重視した整備を検討します。

※グリーンスローモビリティ：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称

2 良好な街区基盤を生かした低密度住宅地の保全

みどり豊かな成熟した住宅街区の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○街区基盤の整った住宅地では、街区特性に応じて、みどり豊かな住環境を保全・育成します。
みどり豊かなゆとりある農住街区の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○みどり豊かなゆとりある農住街区については、現在の土地利用が維持されるよう誘導を図ります。
街区特性に応じたみどり豊かな住宅街区の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○比較的密度の高い土地利用がなされている住宅街区では、街区特性に応じて、みどり豊かな街区環境の保全を図ります。

3 環八通り等の沿道型土地利用の推進

環八通りの沿道環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環八通り沿道では、延焼遮断帯やみどりの軸を形成し、商業・業務施設と住宅が調和する魅力的な景観形成を図ります。 ○環八通り沿道では、住宅の交通騒音の改善などを図るため、沿道整備事業を推進します。
青梅街道等の沿道型土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○青梅街道沿道では、延焼遮断帯やみどりの軸を形成していきます。特に、荻窪駅周辺については、商業・業務地と一体となったまとまりある街区形成を図るとともに、魅力的な沿道景観の形成を図ります。 ○早稲田通り沿道では、避難路や延焼遮断帯としての機能の向上を図ります。
五日市街道等の旧街道の面影を残す沿道景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○五日市街道、井の頭通り沿道では、住宅が調和する土地利用を誘導し、避難路や延焼遮断帯としての機能の向上を図ります。 ○五日市街道、井の頭通り沿道では、屋敷林や農地のみどりを保全・活用し、旧街道の歴史や新たな沿道型商業施設の立地を生かした、魅力的な沿道景観の形成を図ります。 ○五日市街道、井の頭通り沿道の工業地では、交通利便性を生かした、地域と調和した都市型工業を育成します。

4 木造住宅密集地域等の防災まちづくり

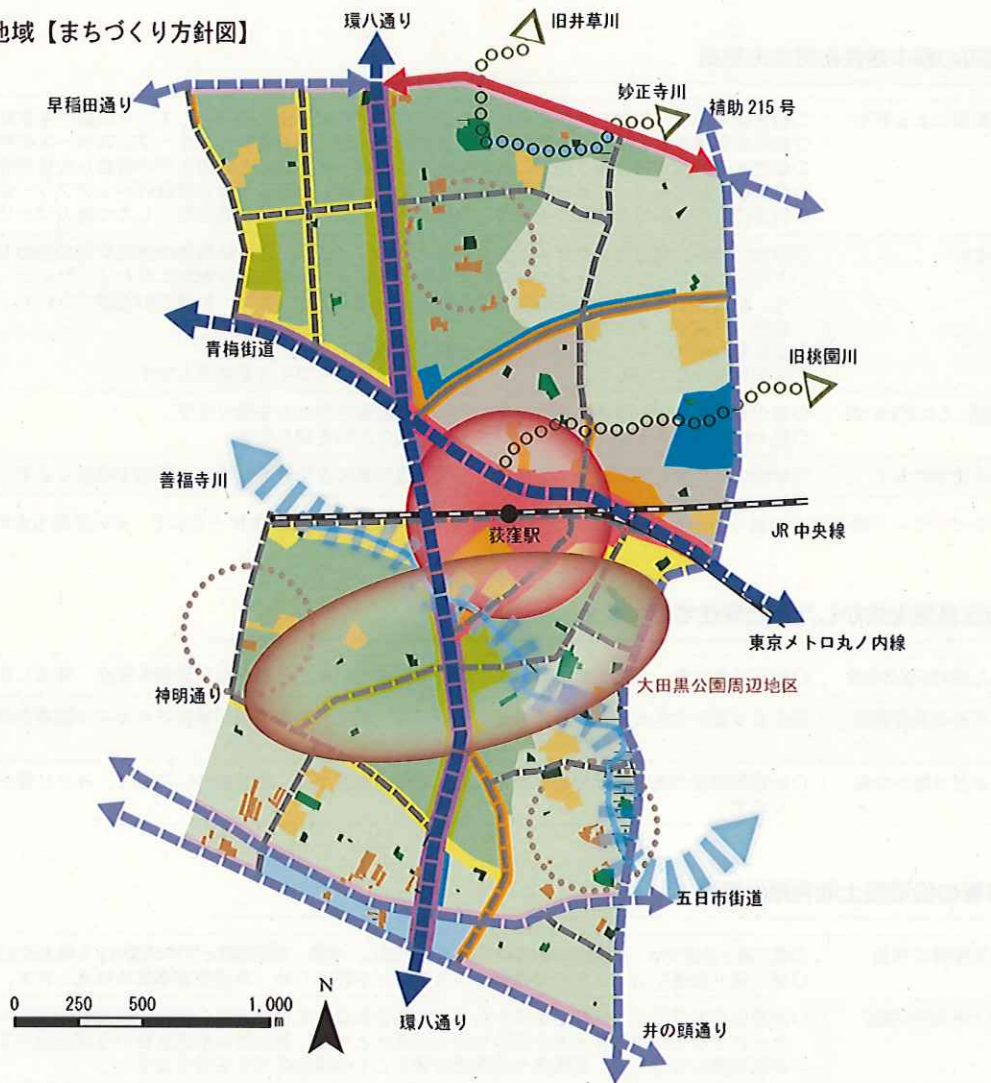
木造住宅密集地域等の防災まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽木造住宅の共同・協動的建替えの推進を図り、建物の耐震化・不燃化を進めるほか、狭あい道路の拡幅整備などにより、適正な区画道路の形成を進めます。 ○建物の共同・協動的建替えの推進や宅地の取得などにより、公園・広場などのオープンスペースの充実を図ります。 ○商店街などの買い物道路について、歩行者空間の拡充を検討し、安全性・快適性の向上を図ります。
-------------------	--

5 みどりと水のネットワークの形成

善福寺川流域のみどりと水の空間軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○善福寺川流域、善福寺川緑地の整備や貴重な河川資源を生かした水と親しめる空間づくりを進めます。 ○荻窪駅や荻窪三庭園※、広場、公共施設などをつなぐ安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。
みどりの核とみどりと水のネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的資源や公園・農地、樹林などのみどり、河川資源を生かしたみどりの核づくりやみどりと水のネットワークの形成を図ります。

※荻窪三庭園：荻窪駅南側には、芸術家や文化人等が暮らした建物が今でも残されています。杉並の文化的・歴史的資源に親しんでもらうため、公園として整備または整備計画中の「大田黒公園」、「角川庭園」、「(仮称)荻外荘公園」の三つの庭園です。

荻窪地域【まちづくり方針図】



- | | | |
|---------------|----------------|-------------------|
| 低密度保全型住宅地区 | 都市活性化拠点 | みどりと水の空間軸 |
| 低密度基盤改善型住宅地区 | 幹線道路 | みどりと水のプロムナード軸 |
| 中低密度個別改善型住宅地区 | 補助幹線道路 | 杉並らしいみどりの保全地区 |
| 中低密度基盤改善型住宅地区 | 重点路線（事業中を含む） | 景観形成モデル地区 |
| 中密度個別改善型住宅地区 | 主要生活道路（優先整備路線） | 学校施設・運動場等 |
| 中密度基盤改善型住宅地区 | 主要生活道路 | 都市計画公園・緑地（完成・事業中） |
| 住宅団地地区 | | 都市計画公園・緑地（計画） |
| 商業・業務集積地区 | | 上記以外の都市公園 |
| 近隣商店街地区 | | 生産緑地地区 |
| 都市型工業地区 | | 河川 |
| 幹線道路沿道地区 | | 鉄道軸 |
| 補助幹線道路沿道地区 | | |